

戦前私立大学行政における国の姿勢

——私立大学政策問題史研究(3)——

森 川 泉

(受付 2006年10月4日)

I 国の私立大学への接近

戦前日本の大学制度における私立大学は、1918(大正7)年12月6日公布の「大学令」によって初めて正規の大学として承認された。この「大学令」の制定・公布については、1917(大正6)年に内閣直属の諮問機関として設置された臨時教育会議の「答申」が決定的な影響を与えたことから、これまでに国が私立大学の設置を認可するに至った理由を同会議の審議における諸論の外形的な整理をとおして考察した¹⁾。

大学制度における私立大学の承認は、言うまでもなく、私立大学が国の大学行政の対象として位置づけられたことを意味する。もっとも、私立大学行政初期の具体的な内容は当時「専門学校令」の適用のもとにあった私立・公立専門学校の「大学」への昇格の可否を問う認可行政であった。この設置認可行政の「基準」ないし「標準」は、国の初期私立大学行政の意図と性格を探る上で重要な材料である。このことは、換言すれば、国にとって私立大学はいかなる意味を有する高等教育機関として位置づけられ、国はどのような姿勢で私立大学に接近したのかと問うことでもある。

どのような教育領域・教育段階におけるものであれ、一つの学校種の設置を法令によって承認する限りにおいて、積極的であれ消極的であれ、そ

1) 拙稿「戦前における単科大学制度の創設—私立大学政策問題史研究(1)—」, 広島修道大学人文学会『広島修大論集』第46巻第2号(人文編), 2006年2月所収。拙稿「戦前における私立大学の設置認可」, 広島修道大学人文学会『広島修大論集』第47巻第1号(人文編), 2006年9月所収。

こに国としての当該学校種を必要とする何らかの理由があるはずである。戦前、国は何故私立大学の設置を法令によって承認したのか、あるいはなぜ承認せざるを得なかったのか。臨時教育会議における議論の全体をとおして約言すれば、それは、その時代の「時勢の要求」ゆえに「已むを得ない」という現実に対するその時の政府の妥協の産物であった²⁾。

そこで、本稿では、私立大学設置の承認に先立つほぼ30年前から唯一の大学として存立していた帝国大学と国との行政関係を意識しながら、「時勢の要求」にかかわる諸側面のうち主として教育制度とその改革に関する「要求」の一端と、これに連関する当時の政府の私立大学に対する姿勢ないし行政関係における相対的位置を明らかにすることを目的とする。

なお、本稿において使っている「国」ないし「国家」といった言葉は、学問的に厳密な意味でのそれではなく、その時代時代の政府あるいは内閣というほどの意味である。

また、戦前の大学制度・高等教育行政等に関する研究には優れて実証的な研究が数多く蓄積されており、これらの先行研究の成果を積極的に活用した。そのため、本稿には、上記の研究課題について、筆者なりに追検証するという性格が付随していることをお断りしておきたい。

II 国の私立諸学校に対する関心と高等教育諸機関の制度的整序

1 私立諸学校に対する国家的関心の史的俯瞰

わが国のみならず、世界の多くの国々の学校制度はいわゆる「官学」と「私学」という二元的構造をもって構築されている。この二元的構造の原初的な発生について、戦前の1943年に発行された『日本の大學』の著者は³⁾、

2) 拙稿、同前「戦前における単科大学制度の創設」、『広島修大論集』第46巻第2号、82頁～88頁。

3) 大久保利謙、公爵・旧鹿兒島藩士、1900年1月生、議員在任期間1943年9月—1947年5月、1928年東京帝国大学文学部卒、同年同大学同学部副手、明治大学講師等(衆議院・参議院『議会制度七十年史 貴族院・参議院名鑑』、大蔵省印刷局、1960年、13頁)。

簡潔に次のように述べている。

「上代よりの大學寮より近世の昌平黌・各藩黌等は何れも官設の機關である。但し之等の官設の機關同時に極めて狭義の學校で、…一般國民の教育を官が營むと言ふものではない。即ち官が官自體の構成員を養成する機關と言ふ性質のもであった。そこで自らこの他に公共團體、或いは民間が同様の機關を設くるの必要が起こつた。官はこれに對して別に制限も加えなかつたから、官學と竝んで私學が自然に發達した。…即ち明治以前に於いて大學には官學系と私學系の二大系統があつた譯である」⁴⁾。

わが国の學校制度の發達の歴史において、1872（明治5）年の「学制」以後、異なる教育段階・領域の異なる教育諸機關の發展過程において、私立諸學校も当然ながら相対的な發達の歴史を刻んできた。この史的過程において、国は漸次私立の小学校から私立大學に至るまで異なる時期に異なる関心を持ち始めた。

そこで私立學校の發展過程における国の関心の動きを法令の史的系譜という点から俯瞰すれば、それは、国が国全体としての教育事業の必要を認識するに至り教育制度の整備事業に着手し始めた1872（明治5）年の「学制」が嚆矢と言えよう。このことは、その「学制」第十四章が「官立私立ノ學校及私塾家塾ヲ論セス其學校限り定ムル所ノ規則及生徒ノ増減進否等ヲ毎年二月学区取締ニ出スヘシ…」と定めているところに伺うことができる。

国による私立諸學校への関与の第二段階は、「私人ハ本令ノ規定ニ依り中學校ヲ設置スルコトヲ得」という第5条規定を含む1899（明治32）年の勅令第28号「中學校令改正」である。さらに、私立諸學校への国の飛躍的な関与を體現した法令は、まさに私立學校という特定の學校群のみを対象としたところの1899（明治32）年の勅令第359号「私立學校令」であつた。それは、一言で表現すれば、「その發達に伴ひ政府でも自然にこれが統制の要

4) 大久保利謙『日本の大學』、創元社、1943年、371頁～372頁。

を見るに至り、明治三十二年八月『私立学校令』を公布した⁵⁾。もっとも、この「私立学校令」公布の主要な狙いは、同年7月に実施された外国人の内地雑居等を含む条約改正の実施後の外国人による私立学校の設置・維持に対する監督権限の設定にあった。しかし、同時に、そこには広く私立学校の統制という意図も当然に含まれていた。

「私立学校令」に次いで節目の法令として位置づけられるのが、1903(明治36)年3月公布の勅令第61号「専門学校令」である。同令第1条は専門学校を「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」と定め、同令第3条において「私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得」と規定している。ここに、私立の専門学校は、法令上、官立・公立専門学校と同等の学校として位置づけられた。さらに、学校種を特定した法令の系譜という点では、以上の他に高等学校に関するそれがあったが、私立高等学校については、「大学令」公布と同年同月同日の1918(大正7)年12月6日の勅令第389号「高等学校令」の第2条において明記されていた⁶⁾。

このように、私立諸学校は、国の同学校群に対する法令、主として勅令による随時的な行政作用を強烈に受けながら、制度としての形態を整えていったと言える⁷⁾。当然、そこには今日の概念でいうところの教育段階に対応した各私立学校群に関する国としての必要や統制の意図がある。他方、漸次的に国の教育政策・行政上の統制ないし監督の対象となった私立諸学校側にも当然のことながら自らの発展への願望・欲求がある。上述の私立学校に関する国の法令の史的経緯において、私立大学にとっての発展への大きなステップは、私立専門学校の制度化であった。

5) 同前書、374頁。

6) 前掲拙稿「戦前における私立大学の設置認可」、131頁～133頁。

7) 戦後大学史研究会『戦後大学史—戦後の改革と新制大学の成立—』、第一法規出版株式会社、1988年、304頁。天野郁夫『近代日本高等教育研究』、玉川大学出版部、1990年、187頁～190頁参照。

2 高等教育諸機関の制度的整序の必要

明治中期以後の高等教育の制度的状況を簡明に説明することは困難であるが、天野郁夫は同制度の構造骨格を次のように端的に説明している。すなわち「…明治一九（一八八六）年の帝国大学発足とともに、わが国の高等教育制度は、官学と私学、大学と専門学校という、二元的・二層的な構造をもつようになった」⁸⁾。また、時代の推移とともにその高等教育制度の状況も変化しているが、「…発足当初の大学と専門学校の並列状態から、帝国大学の成立前後には大学と専門学校とがそれぞれ高等教育の上層と下層をしめる重層状態にかわったが、専門学校令の制定前後には再び、一部専門学校と大学との事実上の並列状態を生じていた」⁹⁾。しかし、再び天野によれば、「…ピラミッド状の制度の底辺に位置づけられた私学は、帝国大学はいうまでもなく官立専門学校との間にも、教育研究の質的な面での大きな落差をもっていた。この高等教育人口の半ば近くを占めるようになった私学の水準を高め、官学との格差を縮めることは、政府にとって重要な政策課題であり、水準上昇に努力する私学自身も、次第に「大学」としての法的承認を求める動きを強めていった」¹⁰⁾。つまり、「斯くて私立の専門学校は『専門学校令』によって統制されると共に、やがて大学の稱を要求するに至った」¹¹⁾。

(1) 専門学校による「大学」名称の要求

「当時大学は帝国大学以外には存在しなかったもので、専門学校は大学と制度上明確に区別されていた。そのために私立大学の設立を制度上認めることができなかったので、文部省は三十六年、一年半程度の予科をもつ専門学校に対して『大学』という名称をつけることを正式に認可することとし

8) 天野郁夫，同前書，187頁。

9) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第5巻 学校教育3，文唱堂，1974年，520頁。

10) 天野郁夫，前掲書，187頁～188頁。

11) 大久保利謙，前掲書，375頁。

た」¹²⁾。その認可を受けた最初の学校が東京専門学校、つまり今日の早稲田大学であった。国立教育研究所編『日本近代教育百年史』(第 5 巻 学校教育 3) の著者は、当時の早稲田大学総長であった田中穂積の所論を引用しつつ、「私立大学への昇格運動を支えた意識は、大学の国家独占の打破に向けられていた」¹³⁾ と述べている。

また、『早稲田大学百年史』(第二巻)には次のように記述されている。「明治三十五年九月、『文部省告示第百四十九号』をもって学苑が『私立早稲田大学』と改称した」が、「…他の専門学校が『大学』を名告る風潮の口火がきられたのである」と¹⁴⁾。その結果「以後同様に予科を開設してその卒業者をに入れる『大学部』をおき、『専門学校令』の規定に準拠しながら同時に『大学』名称を認められる私学が続出して、大正八(一九一九)年にはその数三〇校に達していた」¹⁵⁾。

この私立専門学校に関する国の政策・行政の狙いは、しかしながら、「…私学の水準向上をはかる一方、次第に強まる私学の『大学』昇格運動を制約することにあつたとみてよい」¹⁶⁾。この点に関して、学校名に「大学」という名称を最初付けた早稲田大学自身も後年に発行した同大学『百年史』において次のように断定している。

「早稲田大学を含む我が国の一部の私学は、『大学』と称することを認められていたが、しかしこれは、大学の名称を有する専門学校、すなわち極限すれば似而非大学に過ぎなかった」¹⁷⁾。

12) 文部省『学制百年史(記述編)』, 帝国地方行政学会, 1972年, 374頁。

仲 新監修『学校の歴史 第4巻 大学の歴史』, 第一法規出版株式会社, 1979年, 78頁参照。

13) 国立教育研究所, 前掲書, 460頁。

早稲田大学史編集所『早稲田大学百年史』第三巻, 早稲田大学, 1987年, 8頁～9頁参照。

14) 早稲田大学史編集所『早稲田大学百年史』第二巻, 早稲田大学, 1981年, 7頁。

15) 天野郁夫『高等教育の日本的構造』, 玉川大学出版部, 1989年(第2刷), 80頁。

16) 天野郁夫, 同前書, 189頁。

17) 前掲『早稲田大学百年史』第二巻, 1174頁。

別の教育史家は、立教学院の「大学」名称認可に関する文部省告示「東京府東京市京橋区ニ専門学校令ニ依リ私立立教学院大学ヲ設置シ明治四十年九月ヨリ開校ノ件認可セリ 明治四十年八月二十九日 文部大臣 牧野伸顕」を例示した上で、次のような評価を下している。

「『専門学校令』によって『大学』の設立が認可されるという、一見矛盾した告示であるが、明治政府は、私学の昇格要求を、いったん擬似的『大学』制度の創設によって、キャナライズ（導水路をつける）したのであり、所詮それは、一種の彌縫策であった」¹⁸⁾。

結局、今一度天野郁夫の言辞を借りれば、「これらの『大学』が、法的に認められた唯一の大学としての帝国大学にくらべて質的に劣り、また同じ『大学』名称をもつ学校間にも大きな落差があったことは疑いない」¹⁹⁾。それゆえに、私学関係者は、自らの教育機関の水準向上への努力をする一方、官立大学と同格の名実ともに大学としての地位への昇格を強く望んでいた。

（２） 専門学校の正規「大学」への昇格要求

専門学校の大学への昇格要求の背景については多面的に理解されねばならないが、次のような説明が可能である。「たとえば東京高等商業学校のごとく、官立専門学校が充実して単科大学昇格運動を起こす例が多くなり、また専門学校令によりながらすでに大学の名称を得ていた私立大学が、実質的に大学となる要望を強化して文部省に迫るようになってきたことが、その背景となっているのである」²⁰⁾。あるいは次のような解釈も成り立つと思う。「…専門学校内部に蓄積されてきた、大学昇格へのエネルギーはようやく昇華の場を与えられたのであり、従来大学部を開設し大学を称してきた公私立専門学校は、新たに誕生された大学としての厳しい設置基準をみたくべく、…激しい昇格運動を展開することになった」²¹⁾。この昇格要求

18) 仲 新監修，前掲書，79頁。

19) 天野郁夫，前掲書『高等教育の日本的構造』，80頁。

20) 海後宗臣編『臨時教育会議の研究』，東京大学出版会，1960年，582頁。

21) 国立教育研究所，前掲書，521頁。

の動きを二、三の個別大学の場合を事例として挙げて傍証としたい。

先ず、先に言及した早稲田大学を例に取れば、同大学は慶応義塾大学、明治大学や法政大学などととも1920(大正9)年度に初めて発足した私立8大学のうちの1校であり、同年度の学部・予科の学生総数は約5,600名という規模である²²⁾。その前年の1919(大正8)年10月6日、同大学の総長職経験者でもあった大隈重信は、1914(大正3)年には二度目の首相の座に就いた人物でもあるが、同大学での演説の中で次のように論じている。昇格への思いがよく表れていると判断できる箇所のうち、そのほんの一部を引用したい。

「従来我が大学は、不完全ながらも大学たるの教育を施し其体面を維持せるにも拘はらず、形式上官立大学と同一の待遇を受くるを得ず。理由は別に是れあるに非ず、只官私の名に依りて然りしのみ。三十七、八年間互いに努力して今日に至りたる我が早稲田大学が此際大学令に拠るを得ずとせば真に遺憾と云はざるべからず」²³⁾。(以下、文中の下線は特に断らない限り筆者)。

また戦前に大学昇格を認可された私立専門学校30校弱のうち、1932(昭和7)年、最後に認可された大学である関西学院大学についてみると、『関西学院大学百年史 通史編Ⅰ』において次のような記述をみることができる。「…私学は、官学を中心に動く国家、社会の中にあつて傍流としての疎外感を味わねばならなかつた。キリスト教主義学校の多くは中等教育を行つていたが…これらキリスト教主義教育の拡充を図ろうとして、かねてより教派を超えた大学の設立を目指していた」²⁴⁾。

さらに、この昇格要求運動の全体的動向について、早稲田大学と同年に昇格認可を得た日本大学の『日本大学九十年史』は、「一方において私学側

22) 『日本帝国文部省第四十八年報 上巻』, 宣文堂, 1971年復刻発行, 189頁。

23) 前掲書『早稲田大学百年史』第三巻, 11頁。

24) 関西学院大学百年史編纂事業委員会『関西学院大学百年史 通史編Ⅰ』, 東洋紙業株式会社, 1997年, 425頁。

は『私立大学』という単なる名称ではなくて法令上の資格待遇をも認めるべきという要求がなされ、他方官公立専門学校からは単科大学の設置要求が行われ、文部省はその対策に腐心しなければならなかった」と述べている²⁵⁾。

上記のほんの僅かな事例からも推測できるように、大学昇格要求の目的は、個別大学レベルで詳細にみれば、各々の建学の精神・目的等によって多様である。しかし、私立大学全体としての制度化という観点からとらえれば、大学昇格の法的承認を獲得する上では単科大学の創設を認めるか否かが緊切の課題であったし、このことは当時の文部省にとっても切迫した政策課題であった²⁶⁾。「当時の『帝国大学』は総合制であるが、それ以外に商学・工学・農学のような実用的諸学科は、官立の専門学校として各地の都市に設置されて発達したものである。これが時の流れに棹さして単科大学への昇格問題の起こるは必然であろう」²⁷⁾。事実、単科大学制度の創設に関しては、1917（大正6）年7月9日、帝国議会でも具体的に検討されていた。

（3）第三十九回帝國議會衆議院における「單科大學令發布ニ關スル建議案」

先に述べたが、繰り返し言えば、戦前の1917（大正6）年9月21日わが国の教育制度全般にわたる改革の基本的方向と具体策を政府に答申することを任務とした内閣直属の諮問機関、臨時教育会議が設置されたが、これに先立つ二月余り前の同年7月7日、第39回帝國議會衆議院において「單科大學令發布ニ關スル建議案」策定のための委員9名からなる委員会が設置された。同委員会は、同月9日に第1回の会議を開催し、同日単科大学令を發布するという建議を可決した²⁸⁾。そこでの論議の概要はおおよそ以

25) 日本大学『日本大学九十年史』、大文堂印刷、1982年、430頁。

26) 前掲拙稿「戦前における単科大学制度の創設」を参照されたい。

27) 脚注（23）に同じ。

28) 「第三十九回帝國議會衆議院 第六類 第五號」、『帝國議會 衆議院委員會議録』

下のものである。

委員会の冒頭、委員長は、大学といえば帝国大学のみという状況を踏まえて、次のように提案している。

「…醫科ノミナラズ、法科、工科或ハ理科等ニ於キマシテ、民間ノ寄附金若クハ官設ニ依ッテ建テルニ致シマシテモ…此單科大學令ヲ至急ニ發布サレルト云フコトハ、…頗ル必要ナモノデアルト云フコトテ建議ヲ致シタノデアリマス、…」

「…而シテ帝國大學令ヲ改正シテ單純ナル大學令ニシヤウトモ、單科大學令ヲ出シテ其中ニ含マセヤウトモ、此實際ノ出来事ニ向ッテ適當ナル方法ヲ講ゼラレ…」²⁹⁾。

この建議の理由として、次のような理由が挙げられている。たとえば大阪高等医学校は官設の医科大学と同等とみられながら専門学校令によって支配されていること、今後一人あるいは数人の私人が高等教育事業を展開したいと考えても単科大学令がないためにその目的実現は不可能であること、また既存の帝国大学が6分科大学をもって構成する総合制を原則としていることから、新たに帝国大学を設置する際、これを堅持することは当該大学キャンパスから遠隔地にある分科大学を当該大学に無理矢理組み入れるといった不都合が生じていることなど。この建議に関して同委員会の一人の委員が政府委員に対して「…此建議ヲ容レテ政府ハ單科大學令ヲ出スト云フコトニ御同意デアルカドウカ伺ヒタイ」という質問に対して、政府委員の一人であった文部次官は次のように答えている。

「…官公私立ヲ通ジテ一種ノ大學令ヲ拵ヘル、斯ウ云フ方針ヲ執リ、又其中ニハ一木文相時代ト同様ノ單科大學モ造リ得ル、即現在専門学校ノ形ノモノデアッテ、サウシテ大學ノ本質ヲ有シテ居ルモノハ、假令一部分ガ専門ノモノデアッテモ、單科大學トシテ其定義ニ必要ノ條件ヲ充タシタナラバ認メル、即大學ハ綜合大學モアリ、單科大學モア

ㄨ 13】、臨川書店、1982年、通し頁489～494。

29) 同前『議録』、通し頁490。

ル、…單科大學ニ關シテモ相當ノ考ヲ以テ改善的ノ整理ヲ致サナケレバナラヌト考ヘテ居ルヤウナ譯デアリアマス」³⁰⁾。

この建議案に基づく単科大学制度の創設を見るには到らなかったが、この時期には、政府・文部省も高等教育制度、殊に大学制度の改革・整序に関して言えば、その政策課題として帝国議会のレベルにおいて何らかの対策を講じざるを得ない程の状況に立ち至っていたことを示している。

以上、いささか粗雑な論述という誹りを免れないが、大正期初期には文部省も高等教育諸機関の制度的整序の必要に迫られ、いよいよ1886（明治19）年の「帝国大学令」から約30年を経て大学制度の改革に身を乗り出したと言える。そして、そこには官立専門学校の正規大学への昇格要求と並んで、私立学校側の長年にわたる願望・要求が政府に対する圧迫要因として作用していたことは間違いない。この時期の政府は、高等教育諸機関の制度的整序にとどまらず、さらにその拡充を必要とする厳しい問題に直面していた。すなわち「これは国家による官立（国立）の高等教育機関だけでは量的に国民や社会の需要に応えられなかったことに対応したものであるとともに、高等教育機関に対する国家思想の強化を指示したのものとすることができる」³¹⁾。

そこで次章においては、当時の中学校より上級の学校教育への進学需要に対する高等教育諸機関の量的不足とこれに対応する高等教育諸機関の拡充計画などの側面から、国が大学制度の拡充、わけても私立大学を大学政策・行政の対象として措定せざるを得なかった状況の一端を明らかにしたい。その際、考察の材料としては、1918（大正7）年末に当時の原敬内閣が策定した1919（大正8）年度以降6か年にわたる「高等諸學校創設及擴張計畫」の実施に要する予算案の第41回帝国議会議院・貴族院における審議の議事録を中心とする。

30) 同前『議録』、通し頁491。

31) 「講座 日本教育史」編集委員会『講座 日本教育史』（第三卷）近代Ⅱ/近代Ⅲ、第一法規出版、1984年、207頁。

Ⅲ 国による高等教育諸機関の拡充整備計画と私立大学

1 高等教育諸機関の拡充整備計画

臨時教育会議の答申を受けた政府が1918（大正7）年の「高等学校令」・「大学令」の公布によって高等教育制度の構造上の骨格を整序したが、それにもかかわらず明治中期以降、今日で言う後期中等教育以上の教育を提供する「高等ナル学校」の量的不足は著しいものであった。ちなみに1912（大正元）年から1917（大正6）年までの6年間の官立高等学校（第一部、大学予科を含む）の入学志願者数と入学者数の平均値をみると、前者入学志願者の平均数は3,685人、後者入学者のそれは977人であり、その入学者比率は26.5%に過ぎない¹⁾。この状況は「…今や教育制度の問題が其解決を告ぐるに方では、此新制度に基き直轄學校を増設して其収容力を擴大し、以て青年向學の志を達せしむることが政府として爲すべき緊切の要務」として突きつけていた²⁾。

1919（大正8）年1月24日開催の第41回帝国議會貴族院における「高等諸學校創設及擴張計畫」³⁾とこの計画実施に要する予算案審議において、総理大臣原敬は一議員の質問に関連して次のような説明をしている。

「…此中學ヲ終ッテ高等ノ學校ニ這入ル、入學イタサムトスレバ、其門戸ハ甚狭イノデアリマス、故ニ年々數萬ノ子弟ガ高等教育ヲ受ケルコトガ出来ズシテ、一年モ二年モ待タナケレバナラス、…故ニ高等教育機關ノ擴張ハ、今日ノ状態ニ於テハ極メテ必要ナリト考タ…」⁴⁾。

「…年々普通ノ教育ヲ終ッテ高等教育ニ入ラムトスレバ、其途ガナクシテ何萬ノ子弟ガ困難シテ居ルト云フコトハ、國家トシテハドウシテ

- 1) 文部省『明治以降 教育制度発達史』第五卷、龍吟社、1997年再刊、1220頁。
- 2) 同前、1205頁。
- 3) なお、この拡充整備計画の概要については文部省『明治以降 教育制度発達史』第五卷、龍吟社、1997年再刊、1204頁～1240頁に詳しい。
- 4) 「第四十一回帝國議會 貴族院議事記録第三號」、『帝國議會 貴族院議事速記録 35』、51頁下段。

モ此救済ヲ講ジナケレバナラスト考ヘタノデアリマス…」, 「…制度が確立イタシマシテモ, 之ヲ實行スルニ當ッテ依然トシテ高等教育機關が不足ヲ致シテ居リマシテハ, …甚ダ國家ニ取りマシテ不利益ナリト考ヘタノデアリマス, …」⁵⁾。

そこで、政府は大規模の高等教育諸機関の拡充計画を策定し、その実施に必要な経費の予算編成案を含めて、「高等諸學校創設及擴張計畫」と「大正八年度歳入歳出總豫算追加案」を第41回帝国議会で諮っている。「追加案」となっているのは、この「高等諸學校創設及擴張計畫」は先例を見ない規模の創設・拡充であったために、その基本計画と関係予算案の作成が当該年度の当初予算案編成に間に合わず、急遽「追加案」として提案したのである。

上述の高等教育機関創設・擴張計画の骨子は、大要、以下の2点である。

(1) 本計画は1919（大正8）年度を初年度とする6か年計画。

(2) 計画対象となっている教育機関の種類と数

①この計画期間中に「創設すべき学校」：高等学校10校、実業専門学校17校、専門学校2校、帝国大学医学部4学部、医科大学5校、商科大学1校、

②「拡張すべき学校」：実業専門学校2校、帝国大学学部6学部。

そして、この教育機関の創設・拡張によって、大学を除いて、既設学校の収容数を含めた高等教育諸機関（「高等ナル學校」）の総収容力を20,000人とするという計画である⁶⁾。したがって、この計画が実現すれば、高等学校の量的拡充が実現し、その結果当然にも「…高等學校ノ増設ニ伴ヒ更ニ計畫ヲ要スルハ大學ノ擴張問題」が生じてくる。

2 「高等諸學校創設及擴張計畫」における私立大学

高等学校の収容力拡充に伴う卒業生数の増加については、次のような見

5) 同前『速記録』, 52頁上段。

6) 前掲書, 文部省『明治以降 教育制度発達史』, 1208頁～1212頁。

積もりが説明されている。

「…而シテ今回ノ擴張計畫は高等學校ノ毎年収容力現在ニ、一八二人ナルヲ増加シテ五、〇〇二人…ト爲サントスルニアリ今從來ノ例ニ依リ卒業生數ヲ算出スレハ擴張ノ曉ニ於ケル毎年ノ卒業者ハ四、二〇〇人ニシテ現在ニ比シ約二、〇〇〇人ヲ増加ス…之ニ對シテ大學ノ収容力増加ヲ圖ラサルヘカラス…」⁷⁾。

そこで、上記(2)②のうち既設の帝国大学6学部の定員増に加えて、この計画においては京都帝国大学に農学部を、また東北帝国大学と九州帝国大学に法学部各一学部を新設するという計画が打ち出されている。

ところで、本稿の目的に照らして重要な事柄は、この計画の規模等にあるのではなく、柱となる教育機関のほとんどが官立ということである。この点に関して、1919(大正8)年1月24日貴族院における審議のなかで、議員坂本鈺之助⁸⁾は次のような質問をしている。

「…政府ハ官立學校ノ増設擴張ト云フヤウナコトニノミ汲々タル状態ノヤウニ見エマスガ、私立學校ニ對シテハ如何ナル方針ヲ有ツテ居ルノデアリマスカ、本員ノ見ル所デハ官學萬能主義ヨリモ、一面ニハ私立學校ノ出來榮ノ宜シキモノヲ助成シテ、官立ニ等シキ成績ヲ擧ゲサスル方ガ、國費ノ上カラ見テ經濟的デアルノミナラズ、人材養成ノ上カラ見マシテモ、實際ニ適應スル場合ガ多クハナイカト思フノデアリマス、…」⁹⁾。

この質問に対して文部大臣中橋徳五郎は次のように答えている。

「…當局者ハ官立私立ノ間ニハ少シモ區別ヲ置カヌ、若シ私立ニシテ

-
- 7) 同前書、1210頁～1211頁。
 - 8) 貴族院勅撰議員、1857年6月生、議員在任期間1911年8月—1934年4月、控訴院書記官、奈良県参事官、滋賀・岡山県・東京府等の書記官、福井・鹿児島県知事等、枢密顧問官等々を歴任(衆議院・参議院『議会制度七十年史 貴族院・参議院名鑑』、大蔵省印刷局、1960年、122頁)。
 - 9) 前掲「第四十一回帝國議會貴族院速記録第三號」、51頁上段。

十分ナル設備ヲ持チ、資力ヲ持ッテ、教育ヲシテ下サルナラバ、非常ニ之ヲ歓迎スル、或ハ官立ヨリ其方が宜イカモ知レスト迄御話ヲ申シテ、…」、

「…故ニ今回此高等教育機關ノ計畫ヲスルニ付キマシテモ、一面ニハ此私立學校ノ補助奨勵ノ方法ト云フモノヲ今研究シツゝアル所デアリマス、…私立學校ニ對シマスル免租ノコトデアリマス、…私立ノ高等教育其他ニ付テ、奨勵補助ノ方法ヲ適當ノ方法ガアレバ、ドウカ之ヲ實施シテ見タイト云フ考テ今調査中デアリマス、…」、

さらに中橋文相は「…又皆サンノ中ニモ名案ノアル御方ノドウゾ教ヲ請ヒタイト思ヒマス、…」¹⁰⁾とまで述べている。

高等教育機関の創設・拡張計画における私立大学の取り扱いに関する論議は、同年2月25日に開催された第41回帝国議會衆議院予算委員会における同計画に伴う財政計画の審議においても取り沙汰されている。

そこで指摘された問題の一つが教員養成に関するそれである。どの教育領域・段階の教育機関であれ、その数量的な拡充は必然的にその拡充量に応じた教員の増員を必要とするが、この政府の計画においては増員分おおよそ800名の教員養成が見込まれている。しかも、この教員養成はすべて帝国大学において実施するという方針に対して、上記の衆議院予算委員会審議において、一議員は、帝国大学のみ限定する合理的な理由はなく高等師範学校、高等商業学校や私立大学など、その他の適当な教育機関を利用するという意見を付帯決議として付け加えた上で追加予算案を可決するように動議を提起している¹¹⁾。

さらに、同審議において議員野村嘉六¹²⁾は「…私立學校ノ大ナル衰頽ヲ

10) 同前，54頁下段。

11) 「第四十一回帝國議會衆議院議録（速記）第十六回」、『帝國議會衆議院委員會議録19』，臨川書店，1983年復刻版，通し頁217。

12) 貴族院勅撰議員，1873年8月生，議員在任期間1946年7月—1947年5月，1893年中央大学卒，判事，弁護士，富山弁護士会長，1912年衆議院議員当選，文部政務次官等を歴任，1931年衆議院より永年在職議員として表彰（前掲書『議會制度七十年史』，146頁）。

スルコトノナイヤウニ、文部當局ニ於テ相當ノ設備ヲ執ラレンコトヲ切ニ希望」して原案に賛成の意を表明している¹³⁾。このことについて、政府委員として出席していた文部大臣中橋徳五郎は次のように答弁している。

「…殊ニ從來我國ノ教育ニ大ナル貢獻ヲナシタ所ノ私立學校ニ對シマシテハ、此際特ニ大ニ此發達ヲ助長スルノ意味ヲ以テ、最モ公平ニ最モ深切其發達ニ資スル所ノ方法ヲ、當局ニ於テ講ゼラレンコトノ希望ヲ附シマシテ、本案ニ賛成致シマス」。

しかし、政府委員のこのような発言があったにもかかわらず、この発言の後、一議員が、当時の政府に対する批判ないし不信とも受けとめられる意見を開陳している。

「…文部大臣ハ官私學校共ニ公平ナ取扱ヲシテ、兩方共完全ナル發達ヲ希望スルト斯ウ仰セデアリマシタ、…併シ…是マデノ歴史カラ考ヘテ、又現狀ニ察シテ見マスルト、官ノ一言ハ民間ノ十言百言ヨリモ勝ッテ居ル、…教育ヲ全ウルニハ國民全體ノカヲ以テシナケレバナラヌモノデアリマス、…」

「…今日ノ傾ハ矢張官尊民卑ノ意味ガアル、文部大臣ハ私立ヲ大ニ盛ナラシメル、又之ガ今回ノ基礎ヲ爲スモノデアルト云フ御話ノアリマシタ上カラシテ、…私立學校ガ今度ノ御計畫ノ爲メニ妨害ヲ受ケザルノミナラズ、…一層是カラカヲ盡サレテ、私立學校ノ發達ノ出來ルヤウニシテ貫ヒタイト云フ希望デアリマス」¹⁴⁾。

それでは、上記の高等教育機関の創設・拡張計画において、私立大学はどのような取り扱いになっているのか。「高等諸學校創設及擴張計畫大要」によれば、その「備考」の「三」として下記のような扱いになっている。

「公立又ハ私立ノ大學、高等學校、…ノ創設又ハ擴張アル場合ニ於テハ其ノ程度ニ應シ前記ノ創設又擴張スヘキ學校數ヲ減スルコトアルヘシ」¹⁵⁾。

13) 前掲『帝國議會 衆議院委員會議録 19』、通し頁217。

14) 同前『議録 19』、通し頁218。

15) 前掲書、『明治以降 教育制度發達史』第五卷、1212頁～1213頁。

この「備考 三」の意味は、改めて補足説明する必要もないかとも思うが、上記の計画期間中に私立・公立の高等学校・大学等の新設があった場合、その学校の種類・規模等に応じて、国の当初計画の規模の削減という形で反映させるということになる。とすれば、この計画は、実際問題としては私立・公立学校を殆ど無視した形で策定されたに近いものと言っても過言ではない。しかも、私立諸学校に対する補助奨励策も、この段階においては、私立学校に対する「免租」の方策を検討中というに過ぎなかった。また、当時の文部省による私立専門学校の大学昇格の認可に際しては、その詳細は別の機会に譲るが、「私立学校撲滅策」と評されたほど厳しいものであったとの評価が多く見られる。

つまるところ、この時の政府も、明治期以後の官学主義を基本方針としており、この方針は私立大学等に対する一定の国家的必要があったにもかかわらず、その姿勢は全く変わることはなかった。このことは上記高等教育諸機関の創設・拡張に必要な政府財源の確保をめぐる論議のなかにも政府の官学主義への固執という姿勢に一段と顕著に表れている。

3 「高等諸学校創設及擴張計畫」に伴う「大正八年度歳入歳出總豫算追加案」審議にみる私立大学

1919（大正8）年3月26日開催の第41回帝国議会貴族院における第一議案は通常的な案件としての「高等諸学校創設及擴張費支辦ニ關スル法律案」、第二議案が「大正八年度歳入歳出總豫算追加案」（以下、「追加予算案」と略称）であった。懸案の第二議案は、衆議院において可決されて貴族院に送付されたものである。

冒頭に、予算委員長が予算委員会での審議経過概要を報告しているが、高等教育機関の創設・拡張に要する予算編成のポイントは、第一にその総予算額は4,453万円、第二に1919（大正8年度）を初年度とする6か年計画として全額を継続費として取り扱うこと、第三にその全額のうち、1,000万円については御下賜金をもって充て、残りの約3,450万円を公債によって賄

うことなどである。貴族院における審議結果は、結論を先取りして示せば、1919 (大正 8) 年 3 月 29 日制定の法律第 31 号によって、下記のように定められた。

「政府ハ大正八年度ヨリ大正十三年度ニ至ル六年度ニ於テ高等諸學校創設及擴張費支辨ノ爲總額三千四百五十五萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得」¹⁶⁾。

このことに関して、首相の原敬は、先に言及した 1919 (大正 8) 年 1 月 24 日の貴族院における予算案審議において、「高等学校令」・「大学令」によって制度を整え高等教育機関の拡充策に踏み切ったものの、この実施については歴代内閣が苦しんだように財源確保の問題であると指摘した上で、つぎのような考えを提示している。

先ず皇室からの下賜金 1 千万円について次のように述べている。

「…此教育ノコトニ付テ斯ノ如キ御沙汰ヲ拜スルト云フコトハ、唯感激ノ外ハアリマセヌ、之ニ依ッテ一番困難ト致シテ居ル年々數萬ノ學生ガ其道ヲ得テ有難ク感ズルノミナラズ、一般國民モ其惠ニ浴シマシテ、將來我邦ノ所謂國運發展ニ貢獻スベキ所ノ國民ガ出ルト云フコトハ、誠ニ喜バシイコトデ、國民一般モ之ヲ聞イテ感泣ノ外ナカラウト考ヘルノデアリマス…」

また原首相は次のような考えを強調している。

「…今日世界ノ大變化ヲ受ケツ、アル我國トシテハ、之ヲ延バシテ置クコトハ出來ナイノデアリマスルカラ、已ムヲ得ズ公債又は借入金ニ依ッテ此計畫ヲ遂行シヤウト考ヘタノデアル」¹⁷⁾、「…寄付ヲ待タズシテ國家ノ力ヲ以テ不足ヲ補ヒタイト考ヘタノデアリマス」¹⁸⁾。

16) 同前書、1237頁～1238頁。

17) 前掲「第四十一回帝國議會貴族院速記録第三號」、『帝國議會貴族院議事録35』、52頁上段～下段。

18) 同前、53頁上段。

さて、このような結論に立った「追加予算案」の貴族院における3月26日の審議においては、高田早苗¹⁹⁾、若槻禮次郎²⁰⁾が反対論を主張し、これに対して鎌田榮吉²¹⁾・八條隆正²²⁾が賛成論を展開し、この4名の延々たる発言で審議時間の大部分を使っている。

高田は反対理由の一つとして「…一番ニ手ヲ著クベキコトハ教育政策、戦後ニ於ケル教育政策ノ第一著歩トシテ爲サナケレバナラヌコトハ國民義務教育ノ充實延長云フコトデアラウト思フ」からであり、二つには「…假令公債デモ何デモ四千五百万ト云ル大金ヲ文部省ガ使ヒ得ル、教育界ニ投ゼラル、空前ナ話デアル、絶後デハ無論ナカラウガ空前ナコトデアル、是スラ今マデニナイコトデアル、…」²³⁾と指摘し、さらに彼は、教員養成問題を含めて、この創設・拡張案そのものが学校の粗製濫造であり不安だという理由を挙げている。

また同じ反対論者の若槻禮次郎は、主として予算編成上の手続き面から

- 19) 貴族院勅撰議員，1860年3月生，議員在任期間1915年5月—1938年12月，1883年東京大学文学部卒，法学博士，読売新聞主筆，文部省参与官兼専門学務局長，早稲田大学学長・総長等を歴任，貴族院議員就任後第二次大隈内閣文部大臣，文政審議会委員等を歴任，衆議院議員当選6回（前掲書『議会制度七十年史』，132頁）。
- 20) 貴族院勅撰議員，1866年2月生，議員在任期間1911年8月—1947年5月，1892年帝国大学法学部卒，大蔵省主税局長，大蔵次官，行政裁判所評定官等，議員就任後第三次桂，第二次大隈内閣大蔵大臣，内閣総理大臣等を歴任，1929年ロンドン海軍会議出席，1942年永年在職議員として表彰（前掲書『議会制度七十年史』，173頁）。
- 21) 貴族院勅撰議員，1857年8月生，議員在任期間1906年5月—1927年12月，慶應義塾卒，1876年以降慶應義塾教授，師範学校長歴任，その後慶應義塾塾長，高等教育会議議員，貴族院議員就任後，加藤内閣文部大臣，枢密顧問官等を歴任，衆議院議員当選1回（前掲書『議会制度七十年史』，109頁）。
- 22) 貴族院子爵議員，1883年6月生，在任期間1915年7月—1933年4月，1908年京都帝国大学法科大学卒，1909年以降稅務監督局属兼大蔵属，日本銀行・住宅宮団の各監事，内閣・大蔵省の顧問等を歴任（前掲書『議会制度七十年史』，48頁）。
- 23) 「第四十一回帝国議會貴族院議事速記録第二十四號」，『帝國議會 貴族院議事速記録35』，464頁下段・465頁下段。

強く反対している。

「…大正九年度以降ニ着手スル學校ニハ政府ニ於テハマダ定見ハ無イノデアル、…公立學校私立學校ノ發達如何ニ依ッテ之ヲ變ヘルコトガアルト云フト、…原案ナルモノハ確定セナイモノデアル、確定セナイモノニ付テ議會ノ協賛ヲ與ヘヨト云フコトデアルガ、政府ガ責任ヲ取ッテ確定シタ案ヲ出シテ議會ハ當否ヲ判斷シテ、或ハ協賛ヲ與ヘ或ハ反対スルト云フノガ當然デアル、…」²⁴⁾。

他方、賛成論の立場に立つ子爵議員の八條は「…從來ノ例カラ見レバ驚クベキ多數ノ學校ノ増設ヲ此際一氣ニ計畫サレタト云フコトハ、謂ハバ文部省トシテハ大出來ナル事柄デアラウト思フノデアリマス」²⁵⁾と述べて、学校の設置にかかわる経費は生産的の用途か否かをめぐる論議に関連して次ぎのような所論を展開している。

「…教育ナルモノハ實ニ國民ノ能力ヲ増進スル、國民ノ生産力ヲ増進スルモノデアリマスルガ故ニ、…此公債ニ依ッテ教育ヲセラレタ者ガソレニ依ッテ自己ノ所得ヲ増シ、而シテ國民一般モ其富ヲ増加イタシマスルガ故ニ、…苟クモ學校ノ増設ハ公債ニ依ルベカラズト云フガ如キ御論は、餘リ偏狭ナル御論、算盤高イ御議論デアルト私ハ考ヘル、…」²⁶⁾。

この考え方は、その輪郭からとらえると、まさしく今日の教育投資論である。

以上のような「追加予算案」審議における論議のなかで、私立大学についてはどのような言及がなされたのか。この点については、強力な反対論者の若槻禮次郎と賛成論者の八條隆正の 2 名は一言も触れていないので、反対論者の高田早苗と賛成論者の鎌田榮吉の 2 名の見解を取り上げる。

先ず高田早苗は、真っ先に「追加予算案」反対の口火を切った議員であ

24) 同前，475頁上段～下段。

25) 同前，479頁下段。

26) 同前，481頁下段。

るが、「…此案が私立學校撲滅ダ、私立學校ノ學生ヲ奪フノデアルト云フ心配ヲ懷カレル人モ多少アルヤウデアルガ、私共私立學校ニ關係ノアル身分カラ言ッテ、其邊ノコトハ深く憂ヘヌ、…」²⁷⁾と述べ、高等教育機関の拡充のための方策の一部として、次のような私立学校の補助奨励に関して意見を表明している。

「又私立學校ノ如キモ其通りデアル、大學トシテ之ヲ獎勵シ發達セシメレバ、大學トシテ恥シカラヌモノニナルノガ幾ラモアルノデアルカラ、之ニ對シテ相當ノ補助ヲスルト云フコトデアレバ、費用ガ少クシテ數ガ多、大學ヲ新ニ造リ得ルコトガ出來ハシナイカ、斯ウ云フ風ニシテ補助政策ヲ執ルト云フコトガ、先ヅ今日眼ノ前ノ重要ナ問題…」²⁸⁾。

高田は、早稲田大学学長・総長経験者のゆえか、ある種の自負心を垣間見せながら、私立大学の援助・奨励策の開発の必要性を論じるに止まっている。

他方、賛成論者の鎌田榮吉は最も積極的に私立学校と関連する意見を展開している。やや長くなるが、本稿の主題にかかわる内容であることから、鎌田の言を取り上げたい。

「…今回政府ガ高等教育機關ヲ擴張セラレテ、随分莫大ナル豫算ヲ出サレタノデアリマスケレドモ、ソレニ付テ私ノ最モ不安ニ感ズルノハ、此官立高等學校擴張ナルモノガ、私立學校ヲ壓迫シハシナイカト云フコトガ、最私ノ不安ニ思ツタ所デアル、…又御下賜金ノ高等教育機關ニ賜ハツタト云フノガ、單ニ官立學校ニ止ツテ、私立學校ニ及バナイ、是等ノ點ニ付テハ大ニ疑ヲ懷キ、…」²⁹⁾、

「…總理大人、文部大臣ノ言明セラル、如ク、年々高等教育機關ノ不足ノ爲ニ青年ニ非常ナル迷惑ヲ掛ケテ居ルノデアリマス、併ナガラ官立學校ノミニカヲ盡セバ私立學校ノ方ニ非常ナル故障ヲ起シテ來ル、是モ事實デアル…」、

27) 同前，467頁上段。

28) 同前，465頁下段。

29) 同前，469頁上段。

「…何故ニ私立學校ヲソレガ壓迫スルカト云ヘバ、從來政府ノ執來ツタ所ノ方針ハ、此官私ノ間ニ區別ヲ附ケテ居ルコトガ、是ガ宜シクナイ、所謂人種的差別撤廢ト云フコトガ此節流行シテ居ルガ、官私的差別撤廢ト云フコトガ、是ガ一番大切デアル…、所謂機會均等ト云フコトニ致シタナラバ、ソレ程差支ハナイコトト思フ…」³⁰⁾。

鎌田は、「大学令」は官公私立の3つの教育機関の設立を認めており、「…而シテ此三ツノ機關ガ倚ッテ國家教育機關ヲ構成シテ居ル」と述べて、続けて次のような見解を表明している。

「…往々人ガ誤リ信ヅルガ如クニ、官立公立ノモノハ國家教育機關デアル、ソノ詰リ不備ナルガ故ニ私立ノ教育ヲ以テ補充スルト云フヤウナ考ヘ、是ハ根本的ニ誤ッテ居ル、詰リ三者ガ相倚ッテ國ノ教育ヲ完成スルト云フコトニナル…」³¹⁾。

さらに彼は不平等な取り扱いの例として総じて国は官立学校に対して種々の特権を与えていると鋭く指摘している。鎌田の主張は、一言で特徴づければ、「官私的差別の撤廢」にあった。

次に、高等教育機関の創設・拡張計画に対しては強力に反対した高田早苗も、その反対意見を主張する中で、政府の私立学校に対する姿勢に関して言及している。その内容を筆者なりに約言すればおおよそ次のようである。

国費によって支弁しなければならない高等教育機関拡張計画の実行に向けて御下賜金があったことは畏れ多い。また、その御下賜金の用途については、勿論官公私立などという問題には一切触れられていない。陛下のお立場からすれば、総ては国家の教育機関としての計画と理解されたところから御下賜があったと考える。

しかし政府の計画では私立を無視しているから私立にはこの恩典が及ばない。同計画への参画については政府から一言の誘いの言葉もな

30) 同前，469頁上段～下段。

31) 同前，469頁下段。

く、これでは私立がいかにかえても恩典に浴する方途がない³²⁾。

高田は、続けて次のような屈折した言い回しでその思いを述べている。

「…原首相及現内閣ハ此前鎌田君ノ質問ニ應ジテ官、公、私立ヲ同一視スル、何レモ國家ノ教育ノ機關デアルト言ハレテ居ルガ、理論デハサウ言ハレルガ實際ニ於テ無視シテ居ルモノト斯ウ見テモ蓋シ是ハ確ニハ不適當ナ觀察デアアルマイカト私ハ思フ…」³³⁾。

以上、1919（大正8）年3月26日の貴族院における予算案審議のなかでの私立学校に関する部分的ないし断片的な言辞を拾ってみた。無論、この範囲内でこの時の政府と私立学校とのかかわりの姿全体を探れるはずもない。むしろ、発言した議員のなかでも特に私学関係の議員はその考え方として、あるいはある種の感情論として、この時の政府に対する強い批判という性質の発言であったということが指摘できる。

ひるがえって、「大正八年度歳入歳出總豫算追加案」に関する審議の終盤にさしかかって、大蔵大臣であった男爵、高橋是清は次のように国の政策とその姿勢を強調している。

「今般此ノ如キ高等教育機關ノ創設及擴張ニ對シテ大計畫ヲ爲スニ至ツタノハ何故デアリアセウカ、從來普通ノ財源ニ依ツテ必要ナル機關ヲ設備シテ行クノデハ何レモ、イツノ時ニ在ツテモ財政ノ都合ニ依ツテ十分ナ擴張創設ガ出來ナイ爲ニ、此ニ今日ハ数万ノ中學卒業生ガ方向ニ迷ツテ前途光ヲ見ヌト云フ状態ヲ現ハシ來ツテ居リマス、…」
「…十分ニ其機關ヲ一刻モ早ク備ヘルコトノ必要ハ、國トシテ怠ルベカラザルコトト考ヘテ 此計畫ヲ立テタ爲ニ、一時ニ此ニ大計畫ヲ立テナケレバナラスコトニナツタノデアリマス」³⁴⁾。

貴族院の審議における議員の賛否両論の意見表明のなかで「大計画」、

32) 同前，467頁下段。

33) 同前。

34) 同前，482頁下段。

「大金」や「空前」といった言葉がしばしば聞かれるが、その時の政府としてはまさに大英断であったと言える。その政策判断の基底には、大蔵大臣の言に明らかなように、教育事業は国の事業という認識があり、それゆえに高等教育諸機関の拡充整備事業も「國トシテ怠ルベカラザルコト」であった。そうして、その計画における私立大学はといえば、同計画の実施期間中に私立大学の設置があれば、その数量的規模に応じて官立学校の当初計画数を減じるということだけである。

IV 戦前私立大学行政の初期にみる国の姿勢

高等教育諸機関の拡充整備という計画の英断を国に迫った主要な理由の一つは、明治期以降の不安定であった高等教育制度の構造改革による同制度の安定性の確保であり、また高等教育需要の増大に対する政治的対応の必要などであった。こうした理由の背景には第一次世界大戦による経済・産業の拡大と発展があり、これが同時に人材の需要、しかも高学歴の人材の需要を増加させるとともに国の財政の安定によって学校制度を可能とする基盤が形づくられたと指摘されている¹⁾。上述の計画実施に要する財源に深くかわる国の財政状況についてみると、たとえば1917(大正6)年7月8日の貴族院における「大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案」審議において、大蔵大臣の勝田主計は「…經濟ニ關シマスル所ノ施設ノ一般ヲ申上ゲタイト思フ…」と前置きして次のような報告をしている。

「…御承知ノ如ク我國經濟界ノ状態ハ頗ル良好デゴザイマシテ、時局發生以來、昨年ノ末ニ到リマスルマデノ間ニ外國貿易輸出超過額…、合計約八億六千萬圓ニ上ッテ居ルノデゴザイマシテ…」²⁾。

- 1) 「講座 日本教育史」編集委員会『講座 日本教育史』(第三卷)近代Ⅱ/近代Ⅲ, 第一法規出版, 1984年, 204頁。
- 2) 「第三十九回帝國議會 貴族院議事速記録第五號」, 『帝國議會 貴族院議事速記録33』, 76頁下段。

また、当時の経済状況等については次のような描写も見られる。「大戦中から休戦直後にかけて空前の好景気を迎えた我が国の経済は、連年の輸出大超過の結果、金貨の保有は増大の一途をたどり、物価の高騰はとどまるどころを知らなかった」³⁾。

しかし、このような国内資源として蓄積された資金の高等教育分野に関する投入は官立学校が中心であった。「…それも帝国大学に集中的に投入し、私学セクターを無視した。工業化が進み民間に富の蓄積が進むと、政府はそれをつぎつぎに増設される官立校の創設寄付という形で吸い上げ、私学がそれを資金源とするのを許さなかった」⁴⁾。

このような国の大学に対する姿勢に関連して、『日本の高等教育政策 決定のメカニズム』⁵⁾の著者は、戦前の国と大学との関係には、全く異なる二つの高等教育の構造的特徴に起因した二つの面があると言う。すなわち「一つは、初期の私立大学がもっていた相対的な独立不覇の精神と反体制的な性格である。帝国大学が『国家の目的』のために設立された政府官吏の養成を主眼としていたことは明らかである」と指摘している。しかしながら、この著者は、同時に、私立大学も1918年の「大学令」の公布に到るまで、政府から大学として認可されずまた経営上の財政的逼迫もあって、国家制度に組み込まれてしまったとも述べている。

とは言え、貴族院での「追加予算案」審議において鎌田榮吉が力説したごとく、私立大学関係者の多くは、教育機関の拡充という施策の方向性は支持していたのであり、教育諸機関の間にある差別的取り扱いの撤廃を強く要求していた。先に言及した大隈重信の「従来我が大学は、…形式上官立大学と同一の待遇を受くるを得ず。理由は別に是れあるに非ず、只官私

3) 衆議院・参議院『議會制百年史』（帝国議會史 上巻）、大蔵省印刷局、1990年、747頁。衆議院・参議院『議會制度七十年史 帝国議會史上巻』、大蔵省印刷局、1962年、907頁。

4) 天野郁夫『高等教育の日本的構造』、玉川大学出版部、1989年（第2刷）、191頁。

5) T.J ペンベル著・橋本鉾市訳『日本の高等教育政策 決定のメカニズム』、玉川大学出版部、2004年、46頁。

の名に依りて然りしのみ」という表現は、この時期における国の大学政策・行政とそこに見られる姿勢に関する限り、いかに私立学校の教育・研究条件やその質的水準が官立学校に比して劣っていたとしても、私学側にとっては「官私的差別撤廃」の叫びにも近い言葉でななかつたかと思う。それゆに私立専門学校は一層、法令による正規の大学としての承認を強力に求めた。しかし、その結果は、政府は「国家ノ須要」に応じる帝国大学を大学制度の基軸として位置づけ、強調して言えば大学制度・政策の基本原則として私立大学を帝国大学の周辺部に位置づけた⁶⁾。それにもかかわらず、国の私立大学に対する姿勢ないスタンスは次のような言辞によく表現されている。

「日本の工業化と近代化は、欧米諸国に比べてはるかに意図的に、政府のコントロールの下で進められてきた。政府の指導者たちが、教育制度は国家の近代化過程全般に寄与する重要な要素であるとみなし、それゆえに教育を政府の厳しい監督下に置いてきたという事実は、さほど驚くに当たらない⁷⁾。

なお、先に言及したが、戦前の厳しかったと言われている国の私立大学行政の意図・性格やその初期設置認可行政の実情等については他日に譲りたい。

6) 仲 新監修『学校の歴史 第4巻 大学の歴史』, 第一法規出版, 1979年, 74頁参照。

7) 前掲書, T.J テンベル著・橋本鉦市訳, 45頁。